

## 奈良県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との連携と協力に関する包括協定

奈良県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携の強化を図ることで県民サービスの向上及び地域の活性化を推進するため、以下のとおり、連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲と乙は、相互に緊密に連携を図り、県民サービスの向上及び地域の活性化を目指すものとする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 女性活躍に関すること
- (2) 健康増進に関すること
- (3) 防災・減災に関すること
- (4) 文化・芸術に関すること
- (5) 中小企業振興に関すること
- (6) 農林業支援に関すること
- (7) 環境保全対策に関すること
- (8) その他、地域社会の住民サービスの向上に関すること

### （具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

### （期間及び解約）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及びその職員等は、本協定の締結及びその実施により知り得た相手方の秘密情報を事前の相手方の書面による同意なく第三者に開示、漏洩してはならない。本条の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後もその効力を有するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年9月11日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事

荒井 正吾 (署名)

乙 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目11番地4号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

執行役員 関西第二本部長

大久保 英明 (署名)